

- ☐ この申請書の記載内容は事実に相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、石川県の求めに従いその全額を即時返還します。
- ☐ 私は石川県以外の都道府県に同一の申請は行っておりません。
- ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く））の支弁対象ではありません。

令和8年度 石川県教育費負担軽減奨学金申請書(家計急変)										世 帯 区 分		
生徒の氏名		ふりがな			(現住所) 〒		—			ア 非課税世帯		
		氏名								イ 所得割額105,500円未満の世帯		
生年月日											ウ 所得割額182,500円未満の世帯(専攻科を除く)	
生徒の国籍・在留資格・在留期間等について		生徒が以下の国籍・在留資格等に ☐ 該当します ☐ 該当しません									エ 所得割額105,500円以上264,500円未満の多子世帯(専攻科)	
		①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者									オ 対象外	
在学する高等学校等		(学校名) 立 学校 (第 学年)									令和 年度通常申請等有 (円)・無	
		課 程 ☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科										
過去に在籍した高等学校等		(学校名) 立 学校									＜保護者1＞道府県民税所得割①	
		課 程 ☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐ 通信制 ☐ 専攻科									家計急変前 家計急変後(推計)	
		在学中に給付金を受給した回数 ☐ なし ☐ 1回 ☐ 2回 ☐ 3回 ☐ 4回 ☐ 不明									円 円	
扶養の有無		☐ 有 ☐ 無									＜保護者1＞市町村民税所得割②	
		☐ 上記の扶養状況について、事実と相違がないことを誓約します。 (誓約する場合は、上の□にチェックをつけてください。)									家計急変前 家計急変後(推計)	
											円 円	
保護者等の状況	続柄	ふりがな			(現住所) 〒		— ☐ 生徒現住所と同じ			＜保護者2＞道府県民税所得割③		
		氏名								家計急変前 家計急変後(推計)		
		生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日				備考			円 円		
	本年1月1日時点の住所(課税市区町村)が7月1日(基準日)の住所と異なる場合は記載のこと 都道府県 市区町村										＜保護者2＞市町村民税所得割④	
	続柄	ふりがな			(現住所) 〒		— ☐ 生徒現住所と同じ			家計急変前 家計急変後(推計)		
		氏名								円 円		
		生年月日	☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日				備考			円 円		
	本年1月1日時点の住所(課税市区町村)が7月1日(基準日)の住所と異なる場合は記載のこと 都道府県 市区町村										保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額①～④	
	保護者等(記入者)の電話番号 自宅 携帯										家計急変前 家計急変後(推計)	
											円 円	
生活保護(生業扶助)の受給状況		私の世帯は7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)36条の規定による生業扶助を ☐ 受給しています ☐ 受給していません									教育費負担軽減奨学金支給額	
											円	
代理受領の委任		授業料以外に学校へ納付する学校諸会費に未納があるときは、私が支給を受ける石川県教育費負担軽減奨学金を充てることについて学校設置者(学校長)に委任することを ☐ 了承します ☐ 了承しません									家計急変が生じた日	
											令和 年 月 日	
上記記載事項は事実と相違ありませんので、関係書類を添え、石川県教育費負担軽減奨学金を申請いたします。												
令和 年 月 日												
石川県知事 様												
生徒氏名												
保護者等氏名												
注意事項	1. 本人以外にも高校生等がいる場合は別途申請が必要です。											
	2. 保護者等がない場合は本人の世帯状況の確認書類を添付してください。											
	3. (専攻科の場合)生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を添付してください。											
	4. 申請時点の最新の状況を記載すること。											
	5. 保護者等が別居している場合は、生活の本拠地である方の備考欄に「○」を記入すること。											
	6. 所定欄に的確な記入のないものは、判断材料を欠くものとして受理しないことがあります。											

◎以下の太枠内を記載してください。

次の4点を確認のうえ、□にチェックをつけてください。

☒ この申請書の記載内容は事実と相違ありません。

☒ この申請書に虚偽の記載があった場合は、石川県の求めに従いその

☒ 私は石川県以外の都道府県に同一の申請は行っておりません。

☒ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

4点とも必ずチェックを入れてください。
チェックがない場合は、認定作業に時間を要する
ため支給が遅れる場合があります。

この欄(水色)は担当者が
記載します。

令和8年度 石川県教育費負担軽減奨学金申請書(家計急変)				区 分	
生徒の名	ふりがな	いしかわ じろう	(現住所)〒 920 - 8203		
氏 名	氏名	石川 次郎	石川県金沢市鞍月1丁目1番地		
生年月日	平成22年 5月 15日				
生徒の国籍・在留資格・在留期間等について	生徒が以下の国籍・在留資格等に ☒ 該当します ☐ 該当しません				
	①日本国籍を有する者 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等 ⑥定住者のうち将来永住する意図があると認められた者 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意図があると認められた者				
在学する高等学校等	(学校名)	私立	〇〇高等 学校	(第 1 学年)	
	課 程	☒ 全日制 ☐ 定時制 ☐			
過去に在籍した高等学校等	(学校名)	立			
	課 程	☐ 全日制 ☐ 定時制 ☐			
	在学中に給付金を受給した回数				
扶養の有無	☒ 有 ☐ 無				
	☐ 上記の扶養状況について、事実と相違がないことを誓約します。 (誓約する場合は、上の□にチェックをつけてください。)				
保護者等の状況	続柄	ふりがな	いしかわ いちろう	(現住所)〒 100 - 0013 ☐ 生徒現住所と同じ	
	父	氏名	石川 一郎	東京都千代田区霞が関1丁目1番地	
		生年月日	☒ 昭和 ☐ 平成 48 年 7 月 15 日		備考
	本年1月1日時点の住所(課税市区町村)が7月1日(基準日)の住所と異なる場合は記載のこと				
	続柄	ふりがな	いしかわ はなこ	(現住所) 石川 都道 府 金沢 市 区 町村	
	母	申請書を記入された保護者等(日中連絡の取れる方)の電話番号を記入してください。		保護者等が別居している場合は生活の本拠地である方の備考欄に「〇」を記入してください。	
		8 月	1 日		都道府県 市区町村
保護者等(記入者)の電話番号		自宅	076-225-1817	携帯	090-1234-5678
生活保護(生業扶助)の受給状況	私の世帯は7月1日現在、生活保護法(昭和25年法律第144号)36条の規定による生業扶助を ☐ 受給しています ☐ 受給していません				
代理受領の委任	授業料以外に学校へ納付する学校諸会費に未納があるときは、私が支給を受ける石川県教育費負担軽減奨学金を充てることについて学校設置者(学校長)に委任することを ☒ 了承します ☐ 了承しません				
教育費負担軽減奨学金支給額					
143,700 円					
家計急変が生じた日					
令和8年 6月 1日					

上記記載事項は事実と相違ありませんので、関係書類を添え、石川県教育費負担軽減奨学金を申請いたします。

令和 8 年 8 月 1 日

石川県知事 様

生徒氏名 石川 次郎

保護者等氏名 石川 一郎

注意事項	1. 本人以外にも高校生等がいる場合は別途申請が必要です。 2. 保護者等がない場合は本人の世帯状況の確認書類を添付してください。 3. (専攻科の場合) 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を添付してください。 4. 申請時点の最新の状況を記載すること。 5. 保護者等が別居している場合は、生活の本拠地である方の備考欄に「〇」を記入すること。 6. 所定欄に的確な記入のないものは、判断材料を欠くものとして受理しないことがあります。
------	--